

## 野田村建設関連業務委託及び工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

**第1** この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき建設関連業務委託契約及び工事又は製造(物品の製造を除く。以下「工事等」という。)の請負契約に係る最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

**第2** 最低制限価格を定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札に付する予定価格が50万円以上の建設関連業務委託契約
- (2) 競争入札に付する予定価格が130万円以上の工事等の請負契約

(最低制限価格の算出方法)

**第3** 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、次の方法により算出する額とする。

- (1) 建設関連業務委託の最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額を参考に、地質調査業務以外に係る契約については、予定価格の10分の6から10分の8の範囲、地質調査業務に係る契約については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当者が定める額とする。
- (2) 工事等の最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額を参考に、予定価格の10分の7から10分の9の範囲で契約担当者が定める額とする。
- (3) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、請負契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(最低制限価格を下回る入札)

**第4** 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格とし、再度の入札に参加することができないものとする。

**附 則** (平成30年2月14日村長決裁)

この要領は、平成30年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

別表

業務区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額